



土地や建物（住宅など）をお持ちの方へ
平成 27 年 1 月からの税制改正で、相続税の負担が今までより確実に重くなりました。
これまで相続税なんて関係ないと思われていた方も他人ごとではありません。

今からはじめる相続対策！

相続の個別相談会

8/18 19
(金) (土)

10:00～16:45

会場 岡崎オフィス（地図は裏面参照）

税理士法人エスペランサ
相続専門オフィス「相続ラウンジ」を設置
しております。
専門スタッフがあなたのお悩みに対応いた
しますので、お気軽にご相談くださいませ。

当日は混雑が予想されますので、必ず事前のご予約をお願いいたします。（おひとり様 45 分）
日程が合わずにご参加いただけない場合には、別日程でご相談させていただきます。
また、名古屋には相続専門の「相続ラウンジ」がございます。
名古屋の方がご都合の良い方は別日程でご相談させていただきます。

「ウチは関係ない」が一番危険です！



危険 1 ウチは子供も親もないから、配偶者が財産は全部もらえる？

遺言がない場合、配偶者が 4 分の 3、亡くなった方の兄弟姉妹が 4 分の 1 の割合で財産を取得する権利があります。

危険 2 ウチはお金がないから、相続税がかからないはず・・・

計算すると意外とビックリ！！持ち家があるだけで相続税が発生する場合があります。



危険 3 税金のことを考えず遺産分割すると・・・

同じ財産でも、分け方によって相続税額が変わってしまう場合があります。



※お客様の知人・ご友人も、ご予約のうえチラシを持ってご来所頂ければ、通常価格 45 分 3,000 円のところ無料でご相談をお受け致します。

